

第114回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時

開催
場所

川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号
当本社会議室

目次

・招集ご通知	1
・議決権行使等についてのご案内	3
・株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
第7号議案 役員賞与支給の件	
・事業報告	23
・計算書類	42
・監査報告	46

株主の皆様へ

川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号

プレス工業株式会社

代表取締役社長 **角堂博茂**

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

なお、保護シールを同封しておりますので、ご返送の際にご活用下さい。

【インターネット等による議決権行使の場合】

<インターネットによる議決権行使について>

4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

1 日 時	平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号 当本社会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
3 株主総会の 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第114期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第114期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 役員賞与支給の件</p>
4 議決権行使等についてのご案内	3～4頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照下さい。

- インターネットによる開示について
 - ・ 次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 - ・ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載する事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承下さい。
当社ウェブサイトのURL <http://www.presskogyo.co.jp/>
- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。（ご捺印は不要です。）

日時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号 当本社会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限 平成28年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evot.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力下さい。

行使期限 平成28年6月28日（火曜日）午後5時まで

なお、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。なお、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。また、書面とインターネットにより、議決権を二重に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含む。）につきましては、株式会社ICJ（株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社）が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる方法に代えて当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権をご行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話の情報送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたら後記ヘルプデスクへお問合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

以上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

第114期の期末配当につきましては、当社の資本政策を踏まえたくうえで、当期の業績及び今後の資金需要等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円（配当総額 651,757,350円）といたしたいと存じます。なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき11円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

(ご参考：1) 当社の資本政策

当社グループは、事業活動を通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、必要な株主資本の水準を維持するとともに、株主への持続的・安定的な利益還元を実施することを基本方針とする。

1. 必要な株主資本水準の維持

成長投資、事業リスクへの対応力、格付け維持等を総合的に勘案し、財務の健全性を確保する。

2. 配当政策

連結配当性向20%を中期的な目標とした上で、業績及び資金需要等を総合的に勘案し、各期の配当額を決定する。配当回数については、原則として年2回とする。

3. 自己株式の取得等

経営環境変化に機動的に対応し、自己株式の取得・消却等、企業価値の向上につながる財務施策を実施する。

(ご参考：2) 1株当たり配当金の推移

(単位：円、銭)

	第111期 (平成25年3月期)	第112期 (平成26年3月期)	第113期 (平成27年3月期)	第114期(当期) (平成28年3月期)
1株当たり中間配当金	4.50	5.00	5.00	5.00
1株当たり期末配当金	4.50	5.00	6.00	6.00(予定)
1株当たり年間配当金	9.00	10.00	11.00	11.00(予定)
連結配当性向	17.5%	17.3%	18.8%	21.3%(予定)

(注) 第113期の1株当たり期末配当金には、創立90周年記念配当金1.0円を含んでおります。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、今後、企業ビジョン【コア商品の世界NO.1の実現】に向けて、より迅速・果断な意思決定を行い、業務執行の効率性・機動性を高めるとともに、業務執行に対する監督機能をより強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実をはかる必要があると考えております。

そのために、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会における重要な業務執行を取締役に委任することのできる「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、当該移行のために所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款
第1条～第3条 (条文省略)
(機関)
第4条
当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>
(3) <u>監査役会</u>
(4) 会計監査人
第5条～第18条 (条文省略)

変更案
第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)
第4条
当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) <u>監査等委員会</u> (削除)
(3) <u>会計監査人</u>
第5条～第18条 (現行どおり)

現行定款

(取締役の員数)

第19条

当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第20条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. (条文省略)
3. (条文省略)

(取締役の任期)

第21条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

第22条～第23条 (条文省略)

変更案

(取締役の員数)

第19条

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. (現行どおり)
3. (現行どおり)

(取締役の任期)

第21条

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条～第23条 (現行どおり)

現行定款

(取締役会の招集)

第24条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。

ただし、緊急の必要あるときまたは取締役および監査役全員の同意あるときは、この限りでない。

第25条 (条文省略)

(新設)

第26条～第27条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第28条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第30条

当会社の監査役は、4名以内とする。

変更案

(取締役会の招集)

第24条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。

ただし、緊急の必要あるときまたは取締役全員の同意あるときは、この限りでない。

第25条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条～第28条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第29条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条 (現行どおり)

(削除)

(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u> 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。 ただし、緊急の必要あるときまたは監査役全員の同意あるときは、この限りでない。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)

現行定款
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u></p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

変更案
(削除)
(削除)
第5章 監査等委員会
<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に発する。</u> ただし、緊急の必要あるときまたは監査等委員全員の同意あるときは、この限りでない。</p>

現行定款

(新設)

第38条～第39条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第40条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第41条～第44条 (条文省略)

(新設)

(新設)

変更案

(監査等委員会規則)

第33条

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第34条～第35条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第36条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第37条～第40条 (現行どおり)

附則

当社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任・再任の別	当社における地位及び担当	重要な兼職の状況
1	角堂 博茂	再任	代表取締役社長 社長執行役員 CEO	
2	高橋 正美	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員 CTO 海外事業管掌、技術開発本部・生産本部所管	PK U.S.A.,INC. 取締役会長
3	齊藤 正人	再任	取締役 専務執行役員 CFO 管理本部長	
4	池田 裕彦	再任	取締役 専務執行役員 企画本部長、海外事業所管	
5	美野 哲司	再任	取締役 常務執行役員 業務本部長	
6	村山 哲	再任	取締役 常務執行役員 技術開発本部長	
7	尾浪 和彦	新任	常務執行役員 経理部・資金部所管、人事部・労働部担当、 プレス工業技術短期大学校・プレス工専学校校長	
8	遠藤 徳明	新任	常務執行役員 生産本部長	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	かくだう ひろしげ 角堂 博茂 (昭和25年6月27日)	昭和48年 4月 当社入社 平成16年 4月 当社執行役員 平成18年 4月 当社常務執行役員 平成18年 6月 当社取締役、常務執行役員 平成22年 4月 当社取締役、専務執行役員 平成24年 4月 当社代表取締役専務取締役、専務執行役員 平成24年10月 当社代表取締役副社長、副社長執行役員 平成25年10月 当社代表取締役社長、社長執行役員 現在に至る	151,730株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の経理・購買・営業部門を経験し、米国子会社の経営に長年携わる等、当社の業務・経営全般に関する深い見識と実績を有しております。その経験と知見に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけのものと判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	たかはし まさみ 高橋 正美 (昭和25年8月27日)	昭和48年 4月 当社入社 平成16年 4月 当社執行役員 平成20年 4月 当社常務執行役員 平成20年 6月 当社取締役、常務執行役員 平成24年 4月 当社取締役、専務執行役員 平成26年 4月 当社代表取締役副社長、副社長執行役員 現在に至る (担当) 海外事業管掌、技術開発本部・生産本部所管 (重要な兼職の状況) PK U.S.A.,INC. 取締役会長	105,600株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の設計・技術部門を経験し、米国子会社の経営に長年携わる等、当社の技術開発業務及び経営全般に関する深い見識と実績を有しております。その経験と知見に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけのものと判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	さいとう まさと 齊藤 正人 (昭和27年10月9日)	昭和50年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社執行役員 平成21年 4月 当社上席執行役員 平成23年 4月 当社常務執行役員 平成24年 6月 当社取締役、常務執行役員 平成26年 4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る (担当) 管理本部長	59,400株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の経理部門を経験し、タイ子会社の経営に携わる等、当社の経理業務及び経営全般に関する深い見識と実績を有しております。その経験と知見に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	いけだ やすひこ 池田 裕彦 (昭和28年9月14日)	昭和52年 4月 当社入社 平成20年 4月 当社執行役員 平成22年 4月 当社上席執行役員 平成23年 4月 当社常務執行役員 平成24年 6月 当社取締役、常務執行役員 平成28年 4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る (担当) 企画本部長、海外事業所管	54,000株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の海外・経営企画部門を経験し、当社の海外事業及び経営全般に関する深い見識と実績を有しております。その経験と知見に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	みの てっし 美野 哲司 (昭和32年4月24日)	昭和55年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社上席執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る (担当) 業務本部長	34,700株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の営業・購買部門を経験し、当社の営業・購買業務に関する深い見識と実績を有しております。その経験と知見に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任	むらやま さとる 村山 哲 (昭和31年10月9日)	昭和55年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社上席執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る (担当) 技術開発本部長	34,600株
		取締役候補者とした理由等 主に当社の設計・技術部門を経験し、当社の技術開発業務に関する深い見識と実績を有しております。その経験と知見に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 新任	おなみ かずひこ 尾浪 和彦 (昭和30年9月10日)	<p>昭和57年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社営業一部長 平成20年10月 当社経理部長 平成22年 4月 当社執行役員 平成25年 4月 当社上席執行役員 平成26年 4月 当社常務執行役員 現在に至る</p> <p>(担当) 経理部・資金部所管、人事部・労働部担当、プレス工業技術短期大学校・プレス工専学校学校長</p> <p>取締役候補者とした理由等 主に当社の営業・経理部門を経験し、米国子会社の経営に携わる等、当社の営業・経理業務及び経営全般に関する深い見識と実績を有しております。その経験と知見に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけると判断し、取締役候補者としております。</p>	29,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 新任	えんどう のりあき 遠藤 徳明 (昭和32年3月4日)	<p>昭和50年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社尾道工場生産部長 平成20年 1月 当社尾道工場業務部長 平成20年10月 当社尾道工場長兼業務部長 平成22年 4月 当社執行役員 平成24年 4月 当社上席執行役員 平成26年 4月 当社常務執行役員 現在に至る</p> <p>(担当) 生産本部長</p> <p>取締役候補者とした理由等 主に当社の工場部門を経験し、当社の生産業務に関する深い見識と実績を有しております。その経験と知見に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけると判断し、取締役候補者としております。</p>	30,500株

(注) 候補者高橋正美氏は、PK U.S.A.,INC.の取締役会長であり、当社は同社との間に部品の販売及び資金貸付等の取引関係があります。その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案**監査等委員である取締役5名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における現在の地位	重要な兼職の状況
1	星野 克行		常勤監査役	
2	原田 忠禮		社外取締役	
3	山根 八洲男	独立 社外	社外取締役	
4	中川 治	独立 社外	社外監査役	公認会計士中川治事務所 公認会計士・税理士 東光監査法人 代表社員 ほけんの窓口グループ株式会社 社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社 監査役 税理士法人NY Accounting Partners 統括代表社員
5	古里 健治	独立 社外	—	東京富士法律事務所 弁護士

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ほしの かつゆき 星野 克行 (昭和30年8月18日)	昭和54年 4月 当社入社 平成19年 4月 当社資金部長 平成23年 4月 当社経理部長 平成27年 6月 当社常勤監査役 現在に至る	10,600株
		取締役候補者とした理由等 当社の資金部長・経理部長を歴任する等、経理・財務に関する深い知見を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	はらだ ただみち 原田 忠禮 (昭和25年8月3日)	昭和49年 4月 日産ディーゼル工業株式会社 (現UDトラックス株式会社) 入社 平成15年 4月 同社執行役員常務 平成18年 6月 同社専務取締役 平成24年 3月 同社専務取締役退任 平成26年 6月 当社社外取締役 現在に至る	一株
		取締役候補者とした理由等 長年に亘り自動車メーカーの役員として経営に携わった経験を持ち、当社グループの事業領域に深く精通しており、その経験と知見に基づき、当社経営への適切な監督を行っていただけるものと判断しております。また、原田氏は、当社の社外取締役でありましたが、監査等委員会設置会社への移行にあたり、当社にとって最適なガバナンス体制の構築という観点から、監査等委員会の運営について検討を進めた結果、監査体制のより一層の充実を図ることが必要と判断したため、監査等委員である取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 独立 社外	やまね やすお 山根 八洲男 (昭和23年10月24日)	昭和50年 4月 東芝機械株式会社入社 昭和60年 4月 広島大学工学部助教授 平成 7年 5月 同大学工学部教授 平成13年 4月 同大学大学院工学研究科教授 平成17年 7月 同大学大学院工学研究科長・工学部長 平成21年 4月 同大学理事・副学長 平成25年 4月 同大学大学院工学研究院特任教授 平成27年 6月 当社社外取締役 現在に至る 平成28年 4月 同大学特任教授 現在に至る	一株
	取締役会への出席状況 14回/14回 (100.0%)	社外取締役候補者とした理由等 過去に経営に携わった経験はありませんが、国立大学法人の理事・副学長を歴任し、長年に亘り国立大学の工学部の教授職を務める等、技術面・人材育成での高い専門知識を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当社グループと山根氏の間には、社外役員として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立役員選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、独立役員として指定しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 独立 社外	なかがわ おさむ 中川 治 (昭和43年7月27日)	平成 5年10月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&パートナーズ) 入所 平成10年 9月 公認会計士中川治事務所開設 現在に至る 平成27年 6月 当社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 公認会計士中川治事務所 公認会計士・税理士 東光監査法人 代表社員 ほけんの窓口グループ株式会社 社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社 監査役 税理士法人NY Accounting Partners 統括代表社員	一株
	取締役会への出席状況 14回/14回 (100.0%)	社外取締役候補者とした理由等 監査法人及び税理士法人で代表社員を歴任する等、公認会計士・税理士としての専門的見地と豊富な経験を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当社グループと中川氏の間には、社外役員として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立役員選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、独立役員として指定しております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 独立 社外	ふるさと けんじ 古里 健治 (昭和43年8月3日)	平成8年4月 虎の門法律事務所入所 平成12年4月 東京富士法律事務所入所 現在に至る 平成20年4月 日本大学法科大学院准教授 平成25年4月 同大学法科大学院教授 現在に至る (重要な兼職の状況) 東京富士法律事務所 弁護士	一株
		社外取締役候補者とした理由等 過去に経営に携わった経験はありませんが、法律事務所での豊富な経験を持ち、法科大学院での教授職を歴任する等、弁護士としての高い専門性を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当社グループと古里氏との間には、社外役員として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立役員選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定する予定です。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者山根八洲男、中川治、古里健治の3氏は社外取締役候補者であります。
3. (1) 山根八洲男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- (2) 中川治氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 現在、当社と星野克行、原田忠禮、山根八洲男、中川治の4氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。4氏が選任された場合には、改めて監査等委員である取締役として同様の内容の契約を締結する予定です。
5. 古里健治氏は、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 候補者山根八洲男、中川治の両氏が選任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定です。また、古里健治氏が選任された場合には、新たに同氏を独立役員として届け出る予定です。

(ご参考)

独立役員選任基準

第1条 (目的)

本基準は、当社のコーポレートガバナンス体制の強化・充実のため、経営陣・支配株主等から独立した立場の社外取締役・社外監査役（独立役員）を選任する場合の基準について定義するものである。

第2条 (独立性に関する基準)

次のいずれかの項目に該当する場合、独立性を有さないものとする。

1. 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。）
2. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要取引先
直近3事業年度における当社グループとの取引額が、当社又は当該取引先の連結売上高の2%を1事業年度でも超えた場合をいう。但し、当社取引先協会の加入企業は、取引額の多寡に関わらず全て主要取引先とする。
 - (2) 当社グループの主要借入先
直近3事業年度末時点での当社グループにおける借入残高が、当社グループの連結総資産額又は借入先の連結総資産額の2%を1事業年度でも超えた場合をいう。
 - (3) 当社の大株主
直近3事業年度において、1事業年度でも保有株式数上位10位以内であった場合をいう。
3. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額（直近3事業年度における平均支払額が1,000万円以上の場合をいう。）の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 当社グループの幹事証券会社の業務執行者
6. 当社グループの株式持合先の業務執行者
7. 当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に他の会社において社外役員に就任している又は就任していた場合における当該他の会社の業務執行者
8. 過去3年間に於いて上記2～6のいずれかに該当していた者
9. 上記1～7のいずれかに該当する者の二親等以内の親族
10. 上記1～9に関わらず、当社及び一般株主と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

第3条 (改廃機関)

本基準の改廃は、総務部が起案し、取締役会にて承認する。

以上

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において、年額4億円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4億円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち、社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案

役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名のうち、社外取締役2名を除く6名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額120,000千円を支給したいと存じます。なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社の取締役報酬額については、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、本議案は、かかる年額報酬額とは別枠でご承認をお願いするものであります。

以上

(添付書類)

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの国内事業環境は、以下の通りであります。

自動車関連事業の国内需要につきましては、建設需要にやや落ち込みが見られ、中型トラック需要が減少したものの、大型トラックの堅調な需要に支えられ、普通トラックは前年同期比0.6千台増の88.2千台となりました。小型トラックは、前年同期比1.6千台増の98.1千台となりました。輸出は、期初は新興国や資源国向けが好調だったものの、第2四半期以降減少に転じた結果、普通トラック、小型トラックともに前年同期に比べ減少しました。

建設機械関連事業につきましては、油圧ショベルの国内需要は、排ガス規制前駆け込み需要の反動減により、前年同期に比べ減少しました。また、輸出は北米向けは堅調であったものの、鉱山・エネルギー関連需要が低調であったことや、中国、東南アジア等の新興国の経済不振により前年同期に比べ減少しました。

海外の事業環境は、次の通りであります。

タイ：1tピックアップトラックは、国内向けは、消費の減退等により前年同期に比べ減少しましたが、輸出向けは堅調に推移し、全体としては前年同期と同水準となりました。

米国：ピックアップトラックやSUVは好調に推移し、前年同期に比べ増加しました。

中国：建設機械は、投資の抑制、インフラ整備工事の減少等による国内需要の低迷が年間を通して継続し、前年同期に比べ約6割減となる等、非常に厳しい状況が続きました。

インドネシア：通貨安・資源価格安の影響や長引く需要低迷により、建設機械・商用車共に前年同期に比べ低調に推移しました。

欧州：商用車需要が好調に推移し、前年同期に比べ増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,958億6百万円（前年同期比0.9%減）となり、営業利益は101億15百万円（前年同期比3.0%増）、経常利益は92億8百万円（前年同期比14.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は56億13百万円（前年同期比11.7%減）となりました。

	第113期 (平成27年3月期)	第114期 (平成28年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	197,615	195,806	1,809減	0.9%減
営業利益	9,821	10,115	293増	3.0%増
経常利益	10,794	9,208	1,586減	14.7%減
親会社株主に帰属する当期純利益	6,356	5,613	743減	11.7%減

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

セグメント別の業績は、次の通りであります。

自動車関連事業

売上高
173,474百万円
(前年同期比3.7%増)



普通トラック用部品の生産は、国内向けは上期は堅調に推移しましたが、下期はやや落ち込みが見られた結果、通期では前年と同水準となり、輸出は前年同期に比べ減少しました。小型トラック用部品の生産は、国内向けは代替需要や公共投資の下支えがあったものの、復興需要の減少により前年に比べ減少し、輸出につきましても、米国向けは大幅に増加しましたが、下期より産油国向けが大幅に減少した結果、前年同期に比べ減少しました。

海外子会社の状況は、次の通りであります。

タイ：TSPKKグループの売上高は、新規拡販部品の生産本格化や継続受注部品の仕向け地拡大等により、前年同期に比べ増加しました。また、労務費・経費等のコスト低減を進める等、収益力改善に注力いたしました。

米国：PK U.S.A.,INC.の売上高は、年間を通じピックアップトラック・SUV需要が好調であったことや、新規受注部品の生産量拡大により、前年度に比べ増加しました。

インドネシア：中・小型トラック用フレームは、輸出向けの生産が前年度に比べ増加しているものの、厳しい状況が継続しました。

欧州：PRESS KOGYO SWEDEN ABの売上高は、前年同期と同水準となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,734億74百万円（前年同期比3.7%増）となり、セグメント利益は139億88百万円（前年同期比18.9%増）となりました。

建設機械関連事業

売上高
22,623百万円
(前年同期比26.9%減)



当社尾道工場及び子会社協和製作所の生産は、国内向けは、油圧ショベル等の需要が引き続き減少し、輸出は北米向けが堅調だったものの、中国、東南アジア等の経済不振により、前年同期に比べ減少しました。

海外子会社の状況は、次の通りであります。

中国：長引く景気低迷により、蘇州普美駕駛室有限公司 (PM CABIN MANUFACTURING CO.,LTD.) の生産は、前年同期を大幅に下回りました。普萊斯工業小型駕駛室 (蘇州) 有限公司 (PRESS KOGYO MINI CABIN (SUZHOU) CO.,LTD.) の生産は、北米向けキャビンの拡販により前年同期に比べ増加しました。

インドネシア：需要環境の長期低迷により、PT.PK Manufacturing Indonesiaの生産は前年同期に比べ大幅に減少しました。このような状況下、グループ全体での最適な生産体制の構築のため、平成27年12月末をもって、インドネシアにおけるキャビン生産を一時中断し、日本と中国に生産を集約して効率化を図っております。

以上の結果、当セグメントの売上高は226億23百万円（前年同期比26.9%減）、セグメント損失は3億42百万円（前年同期はセグメント利益13億24百万円）となりました。

(2) 資金調達状況

運転資金の効率的な調達を可能とするため、当社は株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行並びに株式会社横浜銀行と総額115億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

また、長期安定資金を確保し、企業ビジョンの達成に向けた活動をさらに展開していくため、平成25年12月に、総額100億円の転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

関係会社においては、米国子会社PK U.S.A.,INC.において、32百万ドルの貸出コミットメント契約を主要取引金融機関との間で締結しております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は117億80百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

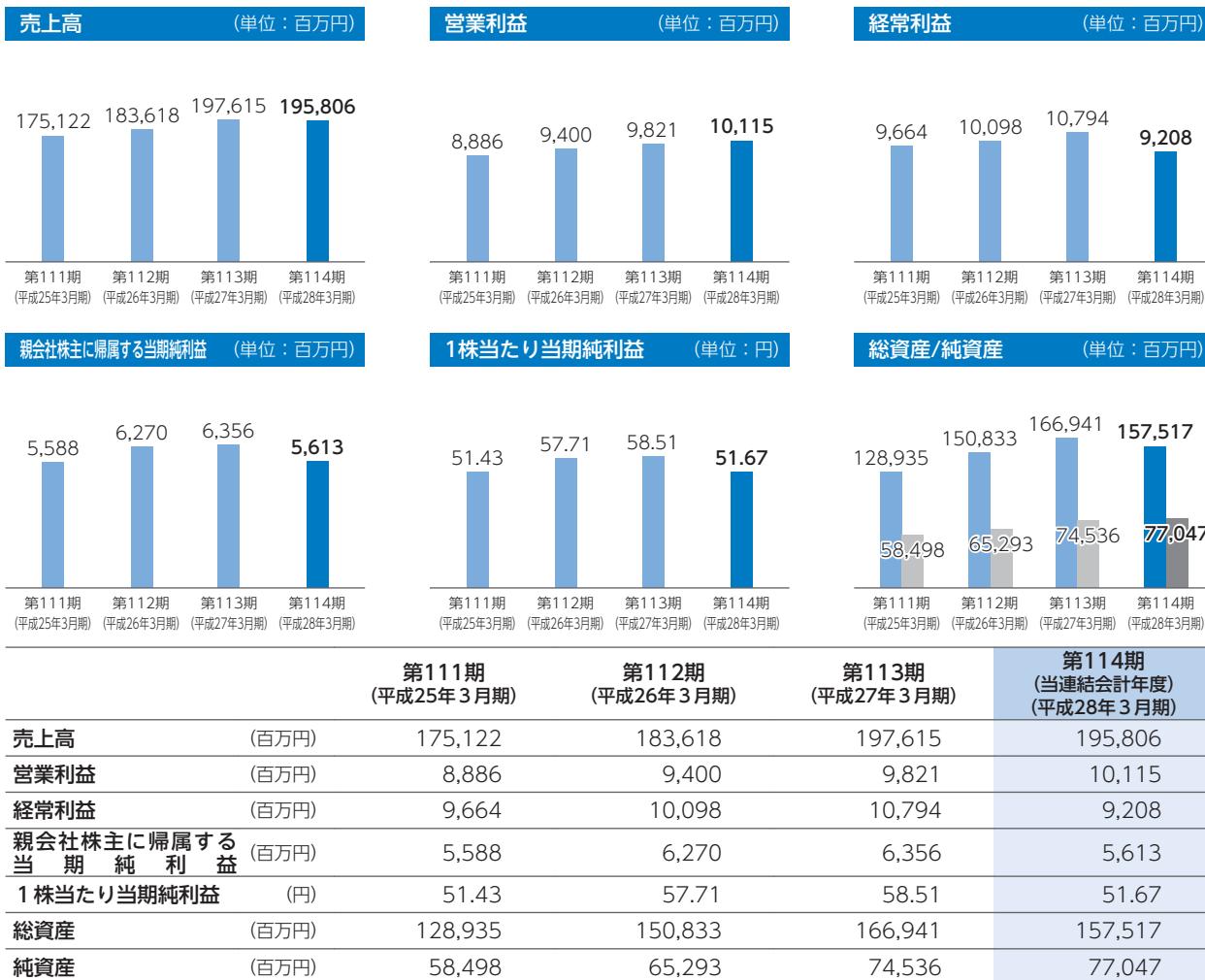
THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.	フレーム・アクスル生産設備
PK U.S.A.,INC.	パネル加工設備
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	フレーム生産附帯設備
THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.	アクスル生産設備
当社藤沢工場	フレーム生産附帯設備

② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の撤去、売却

当社尾道工場	塗装加工附帯設備
--------	----------

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

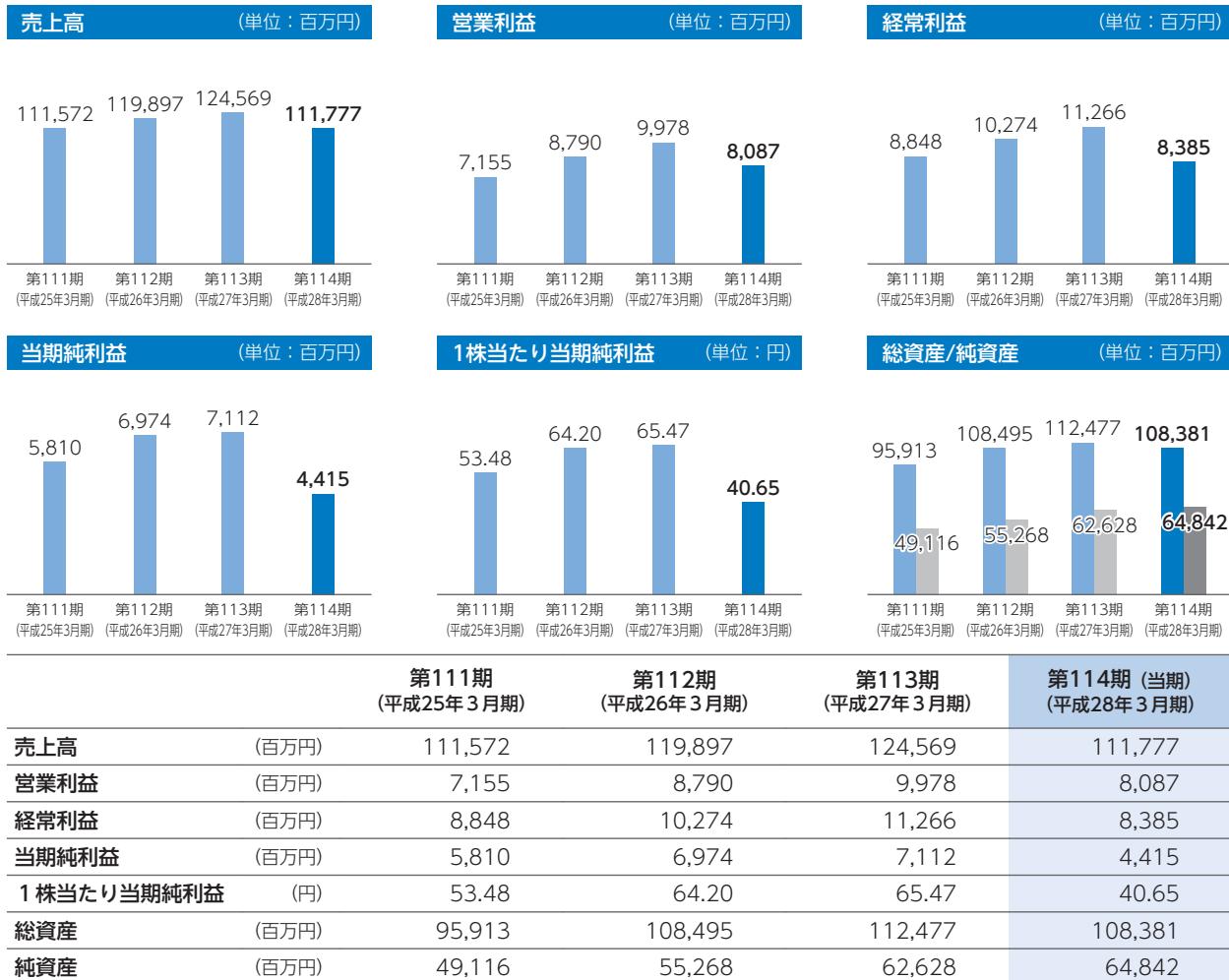
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により計算しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移



(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により計算しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、5ヶ年中期経営計画（2014～2018年度）のもと、市場ニーズ・顧客ニーズに応えられる商品開発とグローバル供給体制の確立を目指しております。

足下では中国及び新興国・資源国を中心に需要回復が遅れており、当社グループでは、インドネシアにおける建設機械用キャビン生産を一時中断し日本・中国に集約するなど、各拠点において生産体制見直しや合理化活動等の諸施策を迅速に実施しております。

このような事業環境は今後も継続すると予想され、経営目標値は中期経営計画策定時と大きく乖離する見通しですが、現中期経営計画に掲げた主要実施項目については、経営環境の変化に対応しつつ、着実に推進してまいります。

自動車関連事業においては、先進国向け新排出ガス規制対応車と新興国向け戦略車の商用車モデル2極化に対応するべく、最適設計と低コストの実現に向けた様々な開発提案を実施しています。また、日本・アセアン地区における供給補完体制の整備を着実に進め、インドネシアでは新規モデルを順次立上げ、本格的な量産体制へ移行してまいります。ピックアップトラック向けでは、更なる競争力の向上と次世代モデルの開発に取り組んでおり、お客様のグローバル展開に対応した供給体制の構築を推進しています。

建設機械関連事業では、お客様の次期モデルにおいて当社が開発したオリジナルキャビンの採用が決定いたしました。世界基準の開発技術力・品質保証力を有するグローバルキャビンメーカーとして更なる成長を目指してまいります。

新たな事業の柱づくりとしましては、建設機械用キャビンの技術を応用した地震シェルターの販売を開始しました。噴石シェルターやバイクガレージの開発も推進しており、社会ニーズに向けた商品開発を目指しています。また、水素社会の到来に向けた次世代エネルギー関連事業として、フレイン・エナジー社と共同で水素供給装置の開発に取り組んでいます。

なお、当社はコーポレートガバナンスの一層の充実をはかるため、平成28年3月10日取締役会において監査等委員会設置会社に移行する方針を決議し、第114回定時株主総会において同移行のために必要な議案を付議しております。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社グループの経営にご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金及び出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社協和製作所	100百万円	100.00	自動車部品・建設機械用部品の製造
尾道プレス工業株式会社	15 //	83.33	自動車部品・建設機械用部品の製造
鋳金工業株式会社	25 //	100.00	自動車部品の製造
株式会社テクモ	20 //	100.00	自動車部品の設計
PKロジスティックス株式会社	32 //	100.00	自動車部品の運送
株式会社ピーケーシー	50 //	100.00	資材の販売
株式会社ピーケーサービス	100 //	100.00	福利厚生サービス
PK U.S.A.,INC.	49千米ドル	75.00	自動車部品の製造
OCEAN STREAM ENTERPRISE,INC.	400 //	100.00	福利厚生サービス
PRESS KOGYO SWEDEN AB	45,000千スウェーデンクローネ	100.00	自動車部品・農業機械用部品の製造
THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.	300,000千タイバーツ	50.00	自動車部品の製造
THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.	50,000 //	50.00	金型の製造
THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.	100,000 //	50.00	自動車部品の製造
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	700,000 //	50.00	自動車部品の製造
蘇州普美駕駛室有限公司 (PM CABIN MANUFACTURING CO.,LTD.)	6,000千米ドル	100.00	建設機械用部品の製造
普莱斯冲压部件(蘇州)有限公司 (PK MANUFACTURING (SUZHOU) CO.,LTD.)	13,100 //	100.00	建設機械用部品の製造
普莱斯工業小型駕駛室(蘇州)有限公司 (PRESS KOGYO MINI CABIN (SUZHOU) CO.,LTD.)	17,000 //	100.00	建設機械用部品の製造
必可喜貿易(蘇州)有限公司 (PKC (SUZHOU) CO.,LTD)	2,100 //	100.00	資材の販売
PT. PK Manufacturing Indonesia	30,000 //	65.00	自動車部品・建設機械用部品の製造

(注) 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業内容	主要製品
自動車関連事業	フレーム、アクスルハウジング、アクスルユニット、商用車組立、パネル、プレス用金型、自動溶接機器、その他の自動車部品等
建設機械関連事業	建設機械用キャビン、その他の建設機械用部品
その他	建築関連部品、立体駐車装置等

(8) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

会社名	主要な営業所及び工場
プレス工業株式会社 (当社)	本社・川崎工場 (川崎市川崎区) 横浜事務所 (横浜市西区) 宇都宮工場 (栃木県下野市) 埼玉工場 (埼玉県川越市) 藤沢工場 (神奈川県藤沢市) 尾道工場 (広島県尾道市)
株式会社協和製作所	本社・真岡工場 (栃木県真岡市) 小山工場 (栃木県下都賀郡)
尾道プレス工業株式会社	本社・工場 (広島県尾道市)
钣金工業株式会社	本社・工場 (神奈川県藤沢市)
株式会社テクモ	本社 (神奈川県藤沢市)
PKロジスティックス株式会社	本社・川崎営業所 (川崎市川崎区) 藤沢営業所 (神奈川県藤沢市) 埼玉営業所 (埼玉県川越市) 宇都宮営業所 (栃木県下野市) 栃木営業所 (栃木県真岡市)
株式会社ピーケーシー	本社・営業所 (東京都大田区) 尾道営業所 (広島県尾道市)
株式会社ピーケーサービス	本社・藤沢事業所 (神奈川県藤沢市) 川崎事業所 (川崎市川崎区)
PK U.S.A.,INC.	本社・インディアナ工場 (米国インディアナ州シェルビービル市) テネシー工場 (米国テネシー州ギャラティン市) ミシシッピ工場 (米国ミシシッピ州セナトビア市)

会社名	主要な営業所及び工場
OCEAN STREAM ENTERPRISE,INC.	本社・営業所（米国インディアナ州シェルビービル市）
PRESS KOGYO SWEDEN AB	本社・工場（スウェーデン王国オスカーハム市）
THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.	本社・工場（タイ王国チョンブリ県）
THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.	本社・工場（タイ王国チョンブリ県）
THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.	本社・工場（タイ王国チョンブリ県）
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	本社・工場（タイ王国ラヨン県）
蘇州普美駕駛室有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
普莱斯冲压部件（蘇州）有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
普莱斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
必可喜貿易（蘇州）有限公司	本社（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
PT. PK Manufacturing Indonesia	本社・工場（インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県）

(9) 使用人の状況 （平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
6,295名	73名増

（注）使用人数には、季節工、派遣社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,893名	37名減	39.8歳	18.7年

（注）使用人数には、季節工、派遣社員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

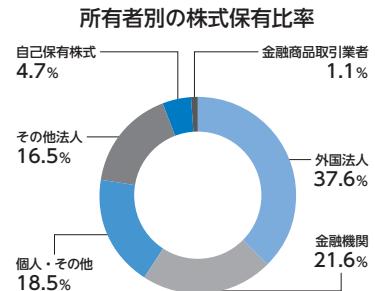
借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	6,235
株式会社三井住友銀行	3,742
三菱UFJ信託銀行株式会社	499
株式会社りそな銀行	58

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 114,007,210株
- (3) 株主数 7,353名
- (4) 大株主 (上位10位)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
いすゞ自動車株式会社	10,151	9.35
JP MORGAN CHASE BANK 385632	6,781	6.24
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	5,748	5.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,466	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,477	3.20
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	2,925	2.69
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,879	2.65
プレス工業従業員持株会	2,279	2.10
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	2,217	2.04
プレス工業取引先持株会	2,066	1.90

- (注) 1. 上記のほか、当社が保有している自己株式が、5,380,985株あります。
 2. 持株比率は自己株式保有総数を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

平成25年12月10日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要は次のとおりであります。

発行決議年月日	平成25年12月10日
転換社債型新株予約権付社債の総額	100億円
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 16,835,016株
社債に付された新株予約権の総数	2,000個
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の金額は、その額面金額と同額とする。 転換価額は、594円とする。
新株予約権の行使期間	平成26年1月14日から 平成30年12月14日まで

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	角 堂 博 茂	社長執行役員、CEO
代表取締役副社長	高 橋 正 美	副社長執行役員、CTO 海外事業管掌、工場管理本部・技術開発本部・生産本部所管 (重要な兼職の状況) PK U.S.A.,INC. 取締役会長
取締役	齊 藤 正 人	専務執行役員、CFO 管理本部長、監査部担当
取締役	池 田 裕 彦	常務執行役員 企画本部長、海外事業所管
取締役	美 野 哲 司	常務執行役員 業務本部長
取締役	村 山 哲	常務執行役員 技術開発本部長
取締役	原 田 忠 禮	
取締役	山 根 八洲男	
常勤監査役	星 野 克 行	
監査役	竹 内 淳	(重要な兼職の状況) 石井法律事務所 弁護士 本多通信工業株式会社 社外監査役
監査役	中 川 治	(重要な兼職の状況) 公認会計士中川治事務所 公認会計士・税理士 東光監査法人 代表社員 ほけんの窓口グループ株式会社 社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社 監査役 税理士法人NY Accounting Partners 統括代表社員
監査役	鳥谷尾 雅 幸	

(注) 1.当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。

- 平成27年6月26日開催の第113回定時株主総会において、新たに山根八洲男氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- 平成27年6月26日開催の第113回定時株主総会において、新たに星野克行、中川治、鳥谷尾雅幸の3氏が監査役に選任され、就任いたしました。

- ③ 平成27年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役中村茂夫氏は、辞任により退任いたしました。
- ④ 平成27年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって、監査役市東康男及び監査役河野誠の両氏は、任期満了により退任いたしました。
- 2. 取締役原田忠禮及び取締役山根八洲男の両氏は、社外取締役であります。
- 3. 監査役竹内淳及び監査役中川治の両氏は、社外監査役であります。
- 4. 監査役中川治氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (2)	364 (15)
監査役 (うち社外監査役)	7 (3)	55 (16)
合計	15	419

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって退任した常勤監査役中村茂夫氏、監査役市東康男氏、監査役河野誠氏の報酬額を含めて記載しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において年額600万円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額には、平成28年6月29日開催の第114回定時株主総会において付議いたします以下の役員賞与が含まれております。
- 取締役 6名 120,000千円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役中川治氏は、東光監査法人の代表社員及び税理士法人NY Accounting Partnersの統括代表社員であります。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役竹内淳氏は、本多通信工業株式会社の社外監査役であります。当社と本多通信工業株式会社との間には、特別な関係はありません。

監査役中川治氏は、ほけんの窓口グループ株式会社の社外監査役及びメディカル・データ・ビジョン株式会社の監査役を兼務しております。当社とこれらの会社との間には、特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 原田 忠禮	17回／17回	100.0%	—	—
取締役 山根 八洲男	14回／14回	100.0%	—	—
監査役 竹内 淳	17回／17回	100.0%	11回／12回	91.7%
監査役 中川 治	14回／14回	100.0%	10回／10回	100.0%

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 取締役山根八洲男及び監査役中川治の両氏は、平成27年6月26日開催の第113回定時株主総会で選任されたため、取締役会及び監査役会の出席数が他の社外役員と異なります。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役原田忠禮氏は、長年にわたり経営に携わっていた経験と豊富な見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役山根八洲男氏は、大学教授としての経験と豊富な見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役竹内淳氏は、弁護士として主に法令や定款に係る見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役中川治氏は、公認会計士・税理士として財務・会計等の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

- (注) 1. 有限責任 あずさ監査法人は、KPMGメンバーファームであり、当社の海外における一部の重要な連結子会社の会計監査を、KPMGメンバーファームが行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、社内研修業務等への対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき株主総会の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分その他監督官庁からの処分を受けた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、企業グループとして経営の健全性を維持し企業価値を高めていくために、プレス工業グループ『経営理念』を制定しております。

プレス工業グループ経営理念

- 社会ルールを守り、事業活動を通して豊かな社会の発展に貢献する
- “誠実と努力”で、信頼される企業であり続ける

業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）の整備については、その実現のために重要な課題であるとの認識のもと、以下のとおり基本方針を定め必要な施策を実施しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① プレス工業グループ「経営理念」及び「倫理規定」を、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ② 監査部門は、内部統制の整備状況とともに、業務執行の法令及び定款への適合状況を監査し、全取締役及び全監査役（オブザーバー）で構成する内部統制委員会へ報告する。
- ③ 内部統制委員会は、内部統制の運営状況に関する報告を受けて業務執行の法令及び定款への適合状況を監視する。
- ④ グループ従業員が直接相談・連絡できる「ホットライン制度」（内部通報制度）により、社内での違法行為や倫理違反などを抑止し、不祥事の未然防止をはかる。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 現在導入している執行役員制の充実により、引き続き経営の効率化と業務執行の迅速化をはかる。
- ② 常勤執行役員及び常勤監査役で構成する経営会議において重要な業務執行に関する審議を行い、取締役会決議事項については取締役会において審議決定する。
- ③ 中期経営計画を策定して、達成すべき目標を明確にし、経営資源の効率的活用をはかる。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 内部統制委員会は、各部門のリスクを把握し、リスクの評価及び対応方法の決定を行う。
- ② 各部門は、規定・基準・ルール等を整備し、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、監査部門は、定期的
にリスク管理の状況を監査し、内部統制委員会に報告する。
- ③ 製品品質、安全衛生、環境、防災等に関するリスクは、それぞれ経営会議下部組織である各委員会で管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る、重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制委員会の定める整備計画に基づき、当社各部門及び各子会社がそれぞれ内部統制の構築をはかる。当社の監査部門は当社の各部門及び各子会社の定期的監査を実施し、内部統制の状況を内部統制委員会に報告する。
- ② 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、当社の子会社管理統括部門が各部門と連携して、当社の子会社を管理する。
- ③ 当社は、子会社の自主性・独立性を尊重しつつ、子会社の重要事項については適宜報告を受け、また、重要案件については適宜協議を行う。
- ④ 各子会社は、それぞれの会社に関するリスクの管理を行い、当社の監査部門は、定期的にはリスク管理の状況を監査し、内部統制委員会に報告する。
- ⑤ 子会社の業務については主管部署が管理指導するとともに、各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣して業務の適正を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の要請に基づき、必要に応じて補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と常勤監査役が意見交換を行い決定する。
- ② 監査役を補助すべき使用人は、監査役が指示した補助業務については、監査役の指揮命令に従わなければならない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるときは、監査役に報告する。具体的な報告事項については、代表取締役と常勤監査役が協議する。
- ② 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- ③ 監査部門は、定期的に監査の結果を監査役会に報告する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をした場合や、外部専門家の助言を受けること等を求めた場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理・負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、経営会議などの重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査役は全員、オブザーバーとして内部統制委員会に出席する。
- ③ 監査役と監査部門及び会計監査人が連携して、効果的な監査業務の遂行をはかる。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、監査部門が、内部統制の整備状況、業務執行の法令及び定款への適合状況、各部門・各子会社のリスク管理の状況を監査し、内部統制委員会に報告しております。また、監査の結果判明した問題点については、是正・改善措置を行い、より適切な内部統制システムの構築及び運用に努めております。

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 当事業年度中、内部統制委員会を2回開催し、内部統制及びリスク管理に関する年度計画及びその進捗状況に関する審議等を行いました。
- ② グループ社内報、イントラネット等を通じて、「ホットライン制度」（内部通報制度）のグループ従業員への周知をはかりました。また、相談・通報内容に対しては「ホットライン規定」に基づき対応いたしました。
- ③ 監査部門は、年度計画に基づき、子会社の内部統制に関する定期的監査を実施するとともに、子会社管理統括部門と連携して各子会社のリスク管理の状況を監査いたしました。また、平成27年6月10日付で「関係会社管理規定」の改定を行い、子会社のリスク管理における子会社管理統括部門と監査部門の役割の明確化をはかりました。
- ④ 平成28年1月1日付で「倫理規定」の改定を行い、その改定内容を反映した「倫理規定」に関するハンドブックを作成・配布し、取締役及び使用人への周知をはかりました。
- ⑤ 常勤監査役は、経営会議に出席するとともに、監査役会において、その他の監査役とその内容に関する情報共有を行いました。また、監査役と社外取締役間で、事業活動、経営課題及びコーポレートガバナンス等に関する協議・認識共有の場を設けました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	68,741
現金及び預金	18,898
受取手形及び売掛金	34,336
商品及び製品	1,376
仕掛品	9,775
原材料及び貯蔵品	1,055
繰延税金資産	997
未収還付法人税等	16
その他	2,300
貸倒引当金	△16
固定資産	88,775
有形固定資産	79,239
建物及び構築物	13,702
機械装置及び運搬具	24,011
工具、器具及び備品	7,026
土地	31,966
建設仮勘定	2,532
無形固定資産	1,044
投資その他の資産	8,492
投資有価証券	5,887
繰延税金資産	758
退職給付に係る資産	727
その他	1,193
貸倒引当金	△74
資産合計	157,517

科目	金額
負債の部	
流動負債	52,258
支払手形及び買掛金	21,265
電子記録債務	5,158
短期借入金	13,443
リース債務	261
未払法人税等	585
賞与引当金	2,902
役員賞与引当金	130
その他	8,511
固定負債	28,211
転換社債型新株予約権付社債	10,000
長期借入金	7,701
リース債務	370
繰延税金負債	1,135
再評価に係る繰延税金負債	7,621
退職給付に係る負債	546
環境対策引当金	59
資産除去債務	408
その他	367
負債合計	80,469
純資産の部	
株主資本	51,380
資本金	8,070
資本剰余金	2,075
利益剰余金	42,433
自己株式	△1,197
その他の包括利益累計額	20,779
その他有価証券評価差額金	1,528
土地再評価差額金	17,236
為替換算調整勘定	2,467
退職給付に係る調整累計額	△452
非支配株主持分	4,887
純資産合計	77,047
負債純資産合計	157,517

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	195,806
売上原価	173,258
売上総利益	22,548
販売費及び一般管理費	12,432
営業利益	10,115
営業外収益	329
受取利息	46
受取配当金	155
固定資産賃貸料	73
その他	53
営業外費用	1,236
支払利息	508
為替差損	669
その他	58
経常利益	9,208
特別利益	739
固定資産売却益	16
保険差益	723
特別損失	1,488
投資有価証券評価損	190
固定資産除却損	141
固定資産売却損	0
固定資産圧縮損	523
災害による損失	92
クレーム費	178
減損損失	361
税金等調整前当期純利益	8,459
法人税、住民税及び事業税	2,692
法人税等調整額	△58
当期純利益	5,826
非支配株主に帰属する当期純利益	212
親会社株主に帰属する当期純利益	5,613

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	45,548
現金及び預金	14,626
受取手形	3,038
売掛金	20,413
仕掛品	4,624
原材料及び貯蔵品	545
前払費用	72
繰延税金資産	666
その他	1,560
固定資産	62,833
有形固定資産	41,667
建物	4,250
構築物	422
機械及び装置	5,303
車両運搬具	16
工具、器具及び備品	1,422
土地	29,017
建設仮勘定	1,235
無形固定資産	270
ソフトウェア	250
その他	19
投資その他の資産	20,895
投資有価証券	5,687
関係会社株式	6,513
関係会社出資金	4,319
関係会社長期貸付金	2,896
前払年金費用	1,368
その他	183
貸倒引当金	△74
資産合計	108,381

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,422
支払手形	300
買掛金	10,384
電子記録債務	5,663
一年以内返済予定長期借入金	1,104
リース債務	110
未払金	267
未払費用	1,146
未払法人税等	293
前受金	148
預り金	2,239
賞与引当金	1,658
役員賞与引当金	120
その他	986
固定負債	19,116
転換社債型新株予約権付社債	10,000
リース債務	4
繰延税金負債	1,103
再評価に係る繰延税金負債	7,621
環境対策引当金	49
資産除去債務	337
その他	0
負債合計	43,538
純資産の部	
株主資本	46,095
資本金	8,070
資本剰余金	2,075
資本準備金	2,074
その他資本剰余金	0
利益剰余金	37,148
利益準備金	25
その他利益剰余金	37,122
固定資産圧縮積立金	35
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	26,087
自己株式	△1,197
評価・換算差額等	18,747
その他有価証券評価差額金	1,511
土地再評価差額金	17,236
純資産合計	64,842
負債純資産合計	108,381

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	111,777
売上原価	97,183
売上総利益	14,594
販売費及び一般管理費	6,506
営業利益	8,087
営業外収益	801
受取利息	93
受取配当金	582
固定資産賃貸料	108
その他	16
営業外費用	503
支払利息	37
為替差損	429
その他	35
経常利益	8,385
特別利益	701
保険差益	701
特別損失	2,100
投資有価証券評価損	190
固定資産除却損	139
固定資産圧縮損	523
災害による損失	92
クレーム費	178
子会社株式評価損	976
税引前当期純利益	6,985
法人税、住民税及び事業税	2,340
法人税等調整額	229
当期純利益	4,415

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

プレス工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 智由 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿部 博 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プレス工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

プレス工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	井上 智由 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	阿部 博 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プレス工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

プレス工業株式会社 監査役会

常勤監査役 星 野 克 行 ㊟

社外監査役 竹 内 淳 ㊟

社外監査役 中 川 治 ㊟

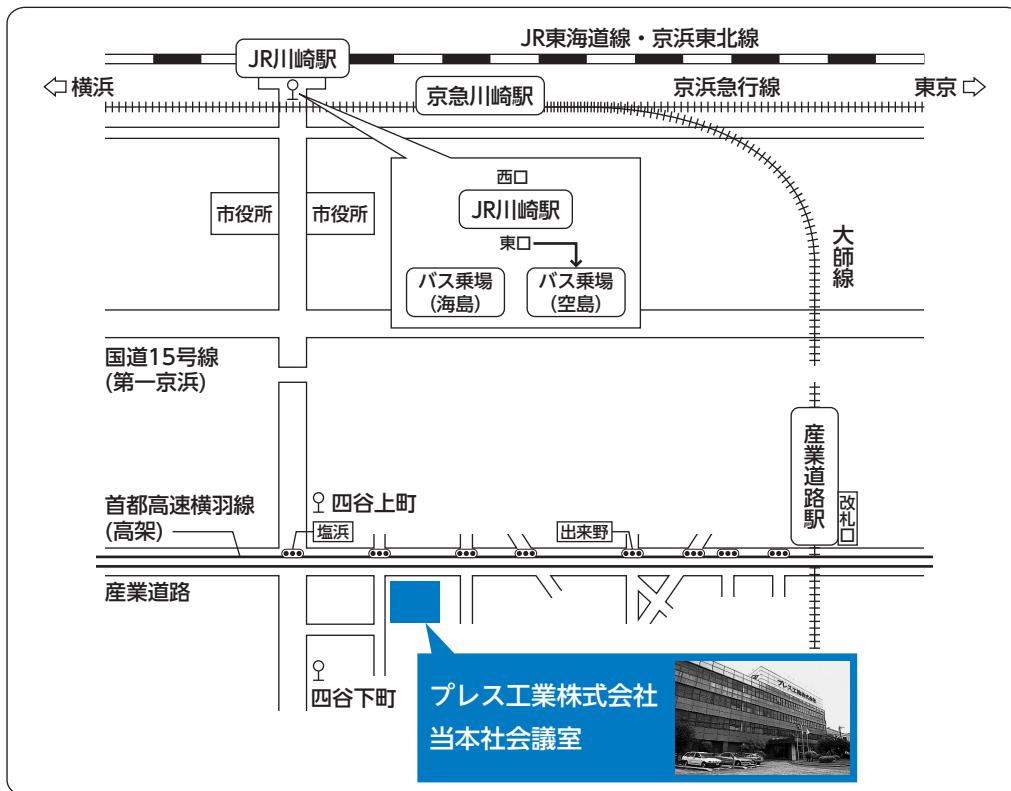
監 査 役 鳥谷尾 雅 幸 ㊟

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図



アクセス

●電車・バスご利用

- ・京浜急行大師線産業道路駅下車 徒歩約13分
- ・JR川崎駅東口又は京浜急行京急川崎駅下車
JR川崎駅東口バス乗り場 川103系統 浮島バスターミナル行き・川104系統 市営埠頭行き・川105系統 東扇島循環（「特急」以外）・川107系統 かわさきファズ物流センター経由東扇島西公園前行きいずれかに乗車、所要約18分「四谷上町」または「四谷下町」にて下車、徒歩3分

(お願い)

駐車場には限りがございますので、誠に恐縮ですが、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第114回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

平成28年6月7日

プレス工業株式会社

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	8,070	2,075	38,014	△1,196	46,963
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,194		△1,194
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,613		5,613
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	4,418	△1	4,417
当連結会計年度期末残高	8,070	2,075	42,433	△1,197	51,380

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 株 持	支 配 主 分	純 資 産 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	有 価 値 差 額	土 地 再 評 価 金	為 替 換 算 定	退 職 給 付 に 関 連 す る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
当連結会計年度期首残高	2,945		16,843	2,999	△122	22,665	4,907	74,536	
当連結会計年度変動額									
剰余金の配当								△1,194	
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,613	
自己株式の取得								△1	
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△1,416		392	△531	△329	△1,885	△20	△1,906	
当連結会計年度変動額合計	△1,416		392	△531	△329	△1,885	△20	2,510	
当連結会計年度期末残高	1,528		17,236	2,467	△452	20,779	4,887	77,047	

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
19社
- ・主要な連結子会社の名称
株式会社協和製作所
尾道プレス工業株式会社
PK U.S.A.,INC.
THAI SUMMIT PPK CO.,LTD.
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.
蘇州普美駕駛室有限公司
普莱斯冲压部件（蘇州）有限公司
普莱斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司
PT.PK Manufacturing Indonesia

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数
7社
- ・非連結子会社の名称
株式会社PKテクノ宇都宮
株式会社PKテクノ川崎
株式会社PKテクノ埼玉
株式会社PKテクノ藤沢
株式会社PKテクノ尾道
株式会社PKエンジニアリング
OCEAN STREAM (THAILAND) CO.,LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社の数及び名称
該当ありません。

②持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社の数及び名称
7社

株式会社PKテクノ宇都宮

株式会社PKテクノ川崎

株式会社PKテクノ埼玉

株式会社PKテクノ藤沢

株式会社PKテクノ尾道

株式会社PKエンジニアリング

OCEAN STREAM (THAILAND) CO.,LTD.

- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PK U.S.A.,INC.、OCEAN STREAM ENTERPRISE,INC.、THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.、THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.、蘇州普美駕駛室有限公司、普莱斯冲压部件（蘇州）有限公司、普莱斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司、必可喜貿易（蘇州）有限公司、PRESS KOGYO SWEDEN AB、及びPT.PK Manufacturing Indonesiaの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び当社の工具については定額法によっております。また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額（在外連結子会社は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）としております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

二. 環境対策引当金

当社及び連結子会社で保管しているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、日本環境安全事業株式会社が公表している処理単価に基づいて算出した処理費用見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を充たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
金利スワップ 借入金の利息
- ハ. ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は契約ごとに行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。) 等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産賃貸料」は、74百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	580百万円
機械装置及び運搬具	101百万円
土地	1,126百万円
計	1,808百万円

上記の物件は、短期借入金421百万円及び長期借入金749百万円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 117,609百万円
(3) 受取手形割引高 41百万円
(4) 圧縮記帳額

保険差益による圧縮記帳額は523百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は以下のとおりです。

機械装置	523百万円
------	--------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	114,007千株	－千株	－千株	114,007千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,378千株	2千株	－千株	5,380千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

(i) 平成27年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	651百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	6円00銭
(ハ) 基準日	平成27年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成27年6月29日

(ii) 平成27年11月6日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	543百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	5円00銭
(ハ) 基準日	平成27年9月30日
(ニ) 効力発生日	平成27年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	651百万円
(ロ) 配当原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たりの配当額	6円00銭
(ニ) 基準日	平成28年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成28年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約の利用が妥当なものについてはヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、転換社債型新株予約権付社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期間は主に決算日後4年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権の為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約取引を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関とのコミットメントライン契約や手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	18,898	18,898	—
(2) 受取手形及び売掛金	34,336	34,336	—
(3) 投資有価証券	5,775	5,775	—
(4) 長期貸付金	6	6	0
(5) 支払手形及び買掛金	(21,265)	(21,265)	—
(6) 電子記録債務	(5,158)	(5,158)	—
(7) 短期借入金	(13,443)	(13,443)	—
(8) 短期リース債務	(261)	(261)	—
(9) 転換社債型新株予約権付社債	(10,000)	(9,960)	△39
(10) 長期借入金	(7,701)	(7,669)	△32
(11) 長期リース債務	(370)	(323)	△46
(12) デリバティブ取引	(295)	(295)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,874	5,243	2,368
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	842	532	△310
合計		3,717	5,775	2,058

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額111百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様に新規の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 短期リース債務
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 転換社債型新株予約権付社債
 転換社債型新株予約権付社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (10) 長期借入金、並びに(11) 長期リース債務
 これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規の借入又は新規のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。
- (12) デリバティブ取引
 ①ヘッジ会計が適用されていないもの：取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	1,962	－	△233	△233
	売建 米ドル	1,934	－	△62	△62
	合計	3,896	－	△295	△295

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	718	－	(*)	

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(10)参照)。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 664円30銭
 (2) 1株当たり当期純利益 51円67銭

8. その他の注記

- (1) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

土地の再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △12,467百万円

- (3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社（株式会社協和製作所、PK U.S.A.,INC.、THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.、THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.、PRESS KOGYO SWEDEN AB）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額 19,775百万円
借入実行残高 3,497百万円
差引額 16,278百万円

- (4) 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失
遊休資産	PT.PK Manufacturing Indonesia (インドネシア共和国西ジャワ州)	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品	323百万円
遊休資産	株式会社協和製作所 (栃木県真岡市)	建物及び構築物 機械装置及び運搬具	37百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については工場を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（361百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物22百万円、機械装置及び運搬具323百万円及び工具、器具及び備品15百万円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、遊休資産の正味売却価額は備忘価額により評価しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本													
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					自己株式	株 主 資 本 合 計		
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金					利 剰 余 金 合 計	
							固 定 資 産 積 立 金	資 縮 小 金	別 立 金	送 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	8,070	2,074	0	2,075	25		39		11,000		22,862	33,927	△1,196	42,876
当 期 変 動 額														
固定資産圧縮積立金の取崩し							△4				4	－		－
剰 余 金 の 配 当											△1,194	△1,194		△1,194
当 期 純 利 益											4,415	4,415		4,415
自 己 株 式 の 取 得													△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）														
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－		△4		－		3,225	3,220	△1	3,219
当 期 末 残 高	8,070	2,074	0	2,075	25		35		11,000		26,087	37,148	△1,197	46,095

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額	評 価 差 額	換 算 差 額 等	
当 期 首 残 高					
当 期 変 動 額	2,908		16,843	19,751	62,628
固定資産圧縮積立金の取崩し					－
剰 余 金 の 配 当					△1,194
当 期 純 利 益					4,415
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,397		392	△1,004	△1,004
当 期 変 動 額 合 計	△1,397		392	△1,004	2,214
当 期 末 残 高	1,511		17,236	18,747	64,842

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、仕掛品、貯蔵品は、いずれも総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び工具については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）としております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当事業年度末においては、年金資産が退職給付債務の見込額から未認識会計基準変更時差異、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した金額を超えているため、投資その他の資産の「前払年金費用」として計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

⑤ 環境対策引当金

当社で保管しているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、日本環境安全事業株式会社が公表している処理単価に基づいて算出した処理費用見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を充たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は契約ごとに行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 73,433百万円 |
| (2) 偶発債務 | |
| 債務保証 | |
| 下記の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 | |
| PK U.S.A.,INC. | 3,972百万円 |
| PT.PK Manufacturing Indonesia | 1,662百万円 |
| PRESS KOGYO SWEDEN AB | 664百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。 | |
| ①短期金銭債権 | 6,003百万円 |
| ②長期金銭債権 | 2,903百万円 |
| ③短期金銭債務 | 4,192百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|-------------|-----------|
| ①売上高 | 6,273百万円 |
| ②仕入高 | 13,063百万円 |
| ③営業取引以外の取引高 | 549百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,380,985株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	511百万円
資産除去債務	103百万円
未払労務費	81百万円
減価償却超過額	51百万円
未払事業税	42百万円
その他有価証券評価差額金	36百万円
その他	377百万円
繰延税金資産小計	1,204百万円
評価性引当額	△486百万円
繰延税金資産合計	718百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△713百万円
前払年金費用	△419百万円
固定資産圧縮積立金	△15百万円
資産除去債務	△6百万円
繰延税金負債合計	△1,156百万円
繰延税金負債の純額	△437百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算に使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.84%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.66%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は26百万円増加し、法人税等調整額が10百万円、その他有価証券評価差額金が36百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は392百万円減少、土地再評価差額金が同額増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	PK U.S.A.,INC.	(千米ドル) 49	自動車 関連事業	75.00 (0.00)	資金の 当社が 当社製 当社の 役員 の 技術 の 販売 の 兼 任	債務保証	3,972	-	-
						技術 の 販売 の 兼 任 の 兼 任	859	売掛金	1,416
子会社	PT.PK Manufacturing Indonesia	(千米ドル) 30,000	自動車 建設機 械 関連事業	65.00 (0.00)	資金の 当社が 当社製 当社の 役員 の 技術 の 販売 の 兼 任	債務保証	1,662	-	-
						-	-	関係会社 長期貸付金	1,738
子会社	THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	(千バーツ) 700,000	自動車 関連事業	50.00 (0.00)	当社が 当社製 当社の 役員 の 技術 の 販売 の 兼 任	技術 の 販売 の 兼 任 の 兼 任	2,033	売掛金	1,212

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。

3. 債務保証については、保証料の支払及び担保提供は受けておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 596円94銭

(2) 1株当たり当期純利益 40円65銭

9. その他の注記

(1) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末に係る借入未実行残高等は下記のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	11,500百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	11,500百万円